令和８年第１０回

君津市農業委員会総会議事録

令和８年９月２日（水）

令和８年第１０回君津市農業委員会総会議事録

日　時　令和８年９月２日（水）午後２時００分から午後２時３０分

場　所　君津市役所５階　大会議室

招集者　君津市農業委員会会長　水　野　徳　子

議　事　日程第１　会期の決定

日程第２　議事録署名委員の指名

日程第３　議案第　１号から議案第　８号　農地法第３条の規定による許可申請について

日程第４　議案第　９号から議案第１５号　農地法第５条の規定による事業計画変更申請について

日程第５　報告第　１号から報告第　３号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について

報告第　４号　農地法第４条第１項第８号の規定による届出について

報告第　５号から報告第１１号　農地法第５条第１項第７号の規定による届出について

出席委員（１２名）

１番	内　海　　孝　夫	２番	宮　本　　雅　之
３番	水　野　　徳　子	４番	朝　生　　良　重
５番	笹　本　　幸　恵	７番	石和田　　勉
８番	重　田　　弘　巳	９番	小　泉　　春　水
１０番	露　崎　　賢　治	１２番	青　山　　芳　久
１３番	鈴　木　　勝	１４番	唐　鎌　　渡

欠席委員（２名）

６番	宇　野　　真　弘	１１番	重　田　　忠　男

出席した職員

事務局長	安田　禎則
主幹（事）事務局次長	伊藤　嘉宏
主査	占部　和裕
副主査	古市　和也

◎開　会　　（午後２時００分）

議　　長　ただいまの出席委員は12名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和８年第10回君津市農業委員会の総会を開会し、会議を開きます。

なお、６番、宇野真弘委員、11番、重田忠男委員から欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

◎会期の決定

議　　長　日程第１、会期の決定を議題といたします。

会期は本日１日とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　異議ないものと認め、会期は本日１日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議　　長　日程第２、議事録署名委員の指名について、君津市農業委員会会議規則第１６条第２項の規定により、私から指名いたします。

７番、石和田勉委員、８番、重田弘已委員の２名にお願いいたします。

◎議案第１号ないし議案第８号

議　　長　日程第３、議案第１号ないし議案第８号　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局　議案第１号について説明します。

草牛地先の田１筆と畑５筆、合計面積7,037平米を売買により所有権移転をするものであります。

申請理由ですが、譲渡人は市外在住及び高齢のため維持管理ができないことから譲渡する、譲受人は休耕農地を取得して、自身が経営する法人の事業として資源循環型の経営農業を始めたいとしております。

許可基準として、譲受人は現在市外に住民票を置いておりますが、申請地近郊に住居を構え、そこを拠点として、近隣の農業者から技術指導を受けながら取り組むとしております。

農機具はトラクター、草刈り機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は、常時従事者２名で延べ350日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

議案第２号、議案第３号については、譲受人同一のため一括にて説明いたします。

大山野地先の田３筆及び畑２筆、合計面積4,887平方メートルの賃貸借権の設定です。

譲渡人は２議案とも譲受人の要望に応え貸し出すもの、譲受人は農地を借り受けて経営規模の拡大を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は約6,100平方メートルの経営規模を有し、ミモザの栽培に取り組んでおります。

農機具は、耕運機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は３名で延べ700日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

議案第４号について説明いたします。

根本地先の田４筆、合計面積5,706平方メートルの売買による所有権移転です。

申請理由ですが、譲渡人は高齢により離農したいため譲渡する、譲受人は従前から耕作依頼を受けている農地であり、取得して経営の安定化を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は自作・借入れを含め１万8,000平方メートルを超える経営規模を有しております。

農機具は、トラクター、コンバイン、田植機等を所有しています。

農作業従事日数は、２名で延べ500日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第５号について説明いたします。

大井戸地先の田１筆、面積112平方メートルの売買による所有権移転であります。

本許可申請は、亡くなられた申請農地の所有者には相続人がおらず、裁判所から選任を受けた相続財産清算人が譲渡人となり、申請が提出されたものであります。

申請理由として、譲渡人は、以前から耕作を受けている譲受人に譲渡することが適切であり、財産の処分については裁判所の許可を得ていること、譲受人は、自作地と一体化している狭小な農地であり、取得して効率化を図るとしております。

許可基準として、譲受人は２万1,000平方メートルを超える経営規模があります。

農機具は、トラクター、田植機等を所有しています。

農作業従事日数は、２名で延べ300日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

議案第６号について説明します。

市宿地先の畑１筆、面積257平方メートルの売買による所有権移転であります。

申請理由ですが、譲渡人は相続を受けたが維持管理が困難なため譲渡する、譲受人は、自宅の裏に隣接する農地であり、取得して家庭菜園として耕作を始めたいとしております。

許可基準として、譲受人は現在、所有農地はございませんが、申請地所有者の承諾を得て耕作の準備を進めております。

農機具は、現状、機械類の所有はなく、当面は人力で進めたいとしております。

農作業従事日数は、２名で延べ200日と申告しており、取得面積から見て、資格等については問題ないと思われます。

議案第７号について説明いたします。

川谷地先の田１筆、面積82平方メートルの売買による所有権移転であります。

申請理由ですが、譲渡人は譲受人の要望に応え譲渡する、譲受人は、自宅の裏に隣接する農地であり、取得して自家野菜の栽培を始めたいとしております。

許可基準として、譲受人は3,300平方メートルの所有農地があります。

農機具は、耕運機、刈り払い機等を所有しています。

農作業従事日数は、２名で延べ150日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

議案第８号について説明します。

笹地先の畑及び墓地、合計面積664平方メートルの売買による所有権移転であります。

この申請地は、土地登記簿上、１つの筆に畑と墓地の２つの地目が存在する土地となっております。

申請理由ですが、譲渡人は、相続を受けた財産の整理を行っていたところ、当該申請地の中に譲受人側の先祖代々の墓地が含まれていることが判明したことから、双方協議の上、譲受人が農地部分も含めて譲り受けることになりました。

譲受人は市外在住でありますが、実家は申請地に隣接しており、農地、墓地等の管理のため定期的に訪れています。

今回取得する農地の部分については、獣害の影響が大きいため、梅等の果樹を植えて管理していくとのことであります。

許可基準として、譲受人は約3,000平方メートルの農地を所有しております。

農機具は、耕運機、軽トラック等を有しております。

農作業従事日数は、１名で150日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

以上でございます。

議　　長　ただいま議案第１号ないし議案第８号まで事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第１号について、１番、内海委員からお願いいたします。

内海委員　内海です。

１号議案について説明いたします。

申請内容につきましては、事務局の説明どおりです。

現地ですが、別冊１ページとなります。

市道３号幹線を馬登方面に向かいまして、尾車自治会館手前を左折し、１キロ進み、草牛自治会館手前を右折し、500メートル先をさらに右折しまして、300メートル入ったところが現地となります。

８月２１日、事務局、譲受人と立ち会いまして、現地を確認しました。既に耕作できる状態で、十字に額縁明渠もしてあり、きれいに整備されておりました。

営農意欲は高く、里山を利用した作付を計画しております。

譲渡人につきましては市外に住んでおり、管理ができない。

特に問題ないと思われます。よろしくお願いいたします。

議　　長　続きまして、議案第２号及び第３号につきましては一括して、１番、内海委員からお願いいたします。

内海委員　それでは、２号議案、３号議案について一括してご説明いたします。

申請内容につきましては、事務局の説明どおりです。

現地ですが、２ページ目をお願いいたします。

市道４号幹線を鹿野山方面に向かい、市道８号幹線小山野皿引線の交差点のすぐ左側となります。

８月２１日、譲受人と現地を確認しました。

現在休耕農地となっておりましたけれども、草刈りをすれば回復する状態です。

譲受人は、ミモザ約200から300本の作付を計画しております。近隣農地には説明してあり

ます。

譲渡人については、高齢で管理ができない。

特に問題ないと考えております。

３号議案ですが、この場所は同じ場所なのですが、囲繞地となっており、進入路がなく、隣の農地からの進入となります。

譲受人は営農意欲も高く、ミモザ、ジャーマンカモミール、ハイビスカス等の作付を計画しております。

譲渡人は、管理ができないということです。

特に問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議　　長　続きまして、議案第４号について、５番、笹本委員からお願いいたします。

笹本委員　５番、笹本です。

第４号議案について御報告します。

詳細につきましては、ただいま事務局から説明のあったとおりです。

場所ですが、別冊３ページを御覧ください。

900平方メートルの田１筆は、紙面の中央付近のコンビニエンスストアから法木方面へ50メートルほど行った右側にあります。コンビニエンスストア前に通っているのは、県道92号線です。君津方面に向けて300メートルくらい行くとＪＡのガソリンスタンドがあるのですが、その手前の農道を100メートルぐらい入ったところの右側に田１筆があり、さらに農道を200メートルくらい行った左側に田２筆があります。この２筆は、実質１枚の田んぼとなっております。

８月２２日の11時30分に譲受人と会い、現地の確認と聞き取り調査を行いました。

申請場所は、稲刈り前できちんと管理されていました。

譲受人は、10年以上前から譲渡人から依頼され耕作してきました。

譲渡人は高齢であり、後をやる人がおらず、離農したいために今回のお話となりました。

譲受人は大変意欲的に営農されている方なので、特に問題ないと思われます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

議　　長　続きまして、議案第５号につきまして、４番、朝生委員からお願いします。

朝生委員　それでは、議案第５号について御説明をいたします。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊の４ページを御覧ください。

大井戸諏訪神社南側80メートル右側が申請地です。

８月２０日、譲受人と現地確認を行いました。

田１筆112平米を、所有権移転をするものであります。

申請理由ですが、自作地と一体化しており、狭小な土地であり、相続未登記のためこれまで取得できなかったが、相続財産清算人との間で売買契約が調ったものであります。

許可基準として、譲受人は田及び畑２万1,606平米の経営面積を有しております。

農機具はトラクター、田植機を所有しております。

農作業日数は、配偶者と合わせ300日と申告しており、不認可の要件はないものと見、特に問題はないと思われます。御審議のほど、よろしくお願いをします。

以上です。

議　　長　続きまして、議案第６号につきまして、８番、重田弘已委員からお願いいたします。

重田（弘）委員　それでは、議案第６号について御説明申し上げます。

申請理由につきましては、ただいま事務局の説明があったとおりでございます。

現地でございますけれども、議案別冊の５ページを御覧いただきたいと思います。

この位置図に入る前に、手前からちょっと説明させていただきますと、県道92号線を小糸方面から房総スカイライン入口方面に向かう途中に、セブンイレブン糸川店が見えてきます。そこの信号機のある交差点を右折して１キロぐらい行きますと、この位置図に記載がありますミズホ生コンクリート工業が見えてきます。さらに進むと、道路の左右に家並みが見えてきまして、そこが市宿という集落になりますけれども、その集落の道路を挟んで右側、中間ぐらいに本件申請地の土地がございます。

８月１８日、譲受人と電話により聞き取りました。また、８月２１日に現地確認を行いましたけれども、本件土地については農地としてしっかり管理されておりました。

譲渡人は相続で取得したものの、地区外に居住しておるということで、管理もできないことから、譲り渡すということでございます。

譲受人は、自分の宅地の隣接地であるということで、本件の土地を購入して今後、家庭菜園規模ではございますけれども、農業をしていきたいという希望でございます。

申請に当たり作付計画等も提出しており、また、人柄もよく、地域になじんでいるということなどから、本件申請の土地に対する所有権移転は何ら問題ないというふうに思料しますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

以上です。

議　　長　続きまして、議案第７号につきまして、12番、青山委員からお願いします。

青山委員　青山です。

議案第７号について説明いたします。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所については、久留里から大多喜に向かう県道大多喜君津線を川谷方面に進み、川谷青年館を過ぎて間もなく右折しますと、申請地があります。間もなく右折というのは、大体10メートルぐらいですかね。

８月１９日、朝８時半前、８時20分に現地確認を行い、譲受人からお話を聞いてまいりました。自宅に隣接する82平米の農地を取得して、ここに家庭菜園を設けようという計画でございます。

現状はきれいに整備されており、いつでも耕作が可能な状態にあります。

許可に当たっては特に問題がないと思われますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議　　長　続きまして、議案第８号につきまして、14番、唐鎌委員からお願いします。

唐鎌委員　唐鎌でございます。

議案内容におかれましては、先ほど事務局から御説明ありましたように、相違ございません。

地図で言えば、７ページを見ていただきたいと思います。

場所的には、片倉ダム記念館があります。片倉ダム記念館のところの十字路を南の方に入っていったところ、あそこから約７キロから８キロ入ったところの一番山の奥になります、この現地はですね。地区に言えば、清水地区というところに属します。

それで、８月２１日、農業委員会事務局と代理人１名と私とで現地調査を行いました。周りに何もなく、本当に獣害が多いところのような感じでございました。特にこれといった問題はありません。畑として購入する分においては、梅の木とかを植えまして、それで使っていきたいというふうなお考えをしておりました。

よろしく審議をお願いいたします。

議　　長　ただいま議案第１号ないし議案第８号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いいたします。

（発言する者なし）

議　　長　質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第１号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第２号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第３号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第４号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第５号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第６号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第７号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第８号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い

します。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第９号ないし議案第１５号

議　　長　日程第４、議案第９号ないし議案第１５号　農地法第５条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局　議案第９号ないし第１０号については関連しますので、一括して御説明いたします。

議案書４ページを御覧ください。

大野台地先の田５筆、3,495.92平方メートルと畑２筆、578平方メートル、合計面積4,073.92平方メートルを、砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として、令和８年１１月３０日まで許可を得ていましたが、令和９年１１月３０日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

続いて、議案第１１号ないし第１４号について、関連しますので、一括して御説明いたします。

議案書５ページ及び６ページを御覧ください。

日渡根地先の田６筆、合計面積8,757平方メートルを、砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として令和８年１１月３０日まで許可を得ていましたが、令和９年１１月３０日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

議案第１５号について御説明いたします。

小櫃台地先の畑１筆、面積773平方メートルを、砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地の搬出路及び資材置場として令和８年１０月３１日まで許可を得ていましたが、令和９年１０月３１日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

以上です。

議　　長　ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をお願いいたします。

（発言する者なし）

議　　長　質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第９号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第１０号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第１１号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第１２号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第１３号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第１４号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第１５号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　　長　挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎報告第１号ないし報告第１１号

議　　長　日程第５、報告第１号ないし第１１号について、報告第１号ないし第３号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について、報告第４号　農地法第４条第１項第８号の規定による届出について、報告第５号ないし第１１号　農地法第５条第１項第７号の規定による届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第１号ないし第１１号について、質問、意見等がございましたら、お願いいたします。

（発言する者なし）

議　　長　質問、意見等もございませんので、報告第１号ないし第１１号を終わります。

◎閉　会

議　　長　以上をもちまして、令和８年第10回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次回の令和８年第11回農業委員会総会は、令和８年１０月５日月曜日、午後２時から市役所５階大会議室にて開催する予定でおりますので、よろしくお願いいたします。

（午後２時３０分）
